

## 「山元町地域防災計画(素案)」に対する住民の意見(パブリックコメント)の結果について

### 「山元町地域防災計画(素案)」に対する住民意見の概要

|    | ご意見の内容(要旨)  | ご意見に対する町の考え方  |
|----|---|---|
| 1  | 坂元中学校が指定避難所となっていますが、町区中心部の住民が利用するには、国道横断や浸水危機の通過が必要となり避難するには抵抗があるのではないかと。 | 緊急避難場所については、まずは身の安全を確保するために避難する場所となりますので、町区の住民の皆さんの緊急避難場所は、坂元中学校だけとは考えておりません。安全な場所に避難して頂くこととなります。   |
| 2  | 指定緊急避難場所として、現坂元支所や坂元小学校の指定はどうか。   | 緊急避難場所、避難所については、今後の必要に応じて追加・見直しをしていきます。現坂元支所については、坂元新市街地に建設される防災拠点施設に機能を移転することとしていますので、現段階では取り壊しを予定しています。   |
| 3  | 「徒歩避難が原則」であっても「車での避難者」が多くなると考えられることから、渋滞回避のため避難道路の整備を早急に行うべきではないかと。       | 全ての方が車での避難となると、避難場所の確保や避難の際に渋滞が懸念されることから、「原則、徒歩での避難」としています。避難路等の整備については、復興交付金等を活用しながら進めてまいります。  |
| 4  | ライオンズクラブが提唱する「アラートプログラム」を参考に緊急時の対応計画を作成してはどうか。                            | 山元町地域防災計画の中には直接記載しませんが、職員初動マニュアル等を作成する際に参考とさせていただきます。   |
| 5  | 新市街地から役場方向に新設される道路について、国道6号線との交差を立体交差にしてもらいたい。避難の際に渋滞の解消のため。              | 山元町地域防災計画の中には直接記載しませんが、ご意見として今後の道路整備等の参考とさせていただきます。   |
| 6  | 避難行動要支援者の名簿を作成する前に、名簿の作成基準を明確にし事前に公表してもらいたい。                              | 地域防災計画に、名簿作成の対象となる者の考え方(基準)を記載しました。ただし、あくまでも避難支援等関係者に公表する場合には本人の同意を頂いてからとしています。   |
| 7  | 避難行動要支援者の名簿を作成する際に、要支援者の同意の取得を徹底してもらいたい。                                  | 要支援者の同意の取得については町で行います。その際には、制度の趣旨内容等を説明したのちに行うものとし、非同意者に対して、災害時で必要なる場合に関係者に名簿を提供することが可能である旨伝達します。平常時からの名簿の外部提供については、現時点では想定しておりませんが、名簿作成が完了した時点であらためて検討します。 |
| 8  | 避難行動要支援者の名簿を提供することになる避難支援等関係者(支援をする人)についてあらかじめ公表して頂きたい。                   | 地域防災計画に、名簿の公表範囲を記載しました。ただし、あくまでも避難支援等関係者に公表する場合には本人の同意を頂いてからとしています。   |
| 9  | 地域防災計画策定後も重要な課題を含む部分については、住民の意見を聞いてから実施してもらいたい。                           | 計画策定後、実際の事業を実施していくこととなりますが、頂きました意見を参考にさせていただきます事業を行ってまいります。   |
| 10 | 震災の経験から、各家庭での食料・飲料水の備蓄について「最低3日分」となっているが、「約1週間」は必要かと思えます。                 | いわゆる「自助」として、備蓄を推進していくこととなりますが、少なくとも3日分の備蓄を呼びかけるもので、それぞれの判断でより長期分の備蓄をしていただくことを妨げるものではないと考えています。  |
| 11 | 避難路確保のための具体的な道路新設(鷲足南線からの接続道路)を盛り込んでもらいたい。                                | 山元町地域防災計画の中には直接記載しませんが、ご意見として今後の道路整備等の参考とさせていただきます。   |

|    | 住民の意見の概要   | 意見に対する町の考え方  |
|----|--|--|
| 12 | <p>①津波対策は、防潮堤と防潮林のほか現在の県道相馬亘理線を5mかさ上げすることで十分ではないか。</p> <p>②現在のJR用地は県道にしてかさ上げすることにはせず、町で買い取り遊歩道として整備し樹木を植えたらよいのでは。その場所は津波災害の記録として町の歴史に残る。</p> <p>③JR跡地のかさ上げには反対。第2種災害危険区域の住民が差別感をもつだけでなく、土地の評価にも影響する。(亘理地区の災害危険区域の住民の扱い方との整合性も考えるべきです。)</p> <p>④災害危険区域の第2種と第3種の区別を早く解消することが町の一体化を考える上で重要。第2種で残った家、第3種で倒壊した家もある。土盛基準や移転費用の補助に差があること自体に思慮のなさを痛感します。</p> | <p>現在、町では山元町震災復興計画に基本に、復旧・復興事業を進めてきております。町に対するご意見として受け取らせて頂きます。</p>  |
| 13 | <p>避難行動要支援者名簿の作成の際には、各機関連携のうえ、もれなく周知し、具体的(避難場所等)に避難計画を作成してもらいたい。</p>   | <p>避難行動要支援者名簿を作成し同意を頂いた方の個別の避難計画を作成することになります。その際には、より具体的な計画とすることとし、あわせて避難訓練などを実施していくこととしています。</p>  |
| 14 | <p>福祉避難所の早期確保と、避難行動要支援者の避難計画を作成する際にも個別の事情を勘案し計画作成をしてもらいたい。</p>   | <p>現時点では、福祉避難所の指定まで行えませんが、関係施設等協議を進め早い段階での指定を目指します。</p>  |
| 15 | <p>「津波避難文化の確立と継承」とあるが「文化」という言葉が本当にふさわしいか。「習慣」とか「慣行化」の方が適切ではないか</p>   | <p>東日本大震災の教訓から、全ての住民の方が「地震・津波…即避難」という意識を持っているような地域を目指すという思いで「文化」ということばを使っております。</p>  |
| 16 | <p>本編では「避難路の整備」が記載されているが概要版には「避難路の整備」の記載がない。「避難路の指定と整備」と指定も加えて記載すべきではないか。</p>  | <p>概要版「2災害に対する備え(日頃から実施すること)、2)津波に備えた対策の推進」にも記載していますとおり、計画的に避難路の整備を進めていくこととなります。</p>   |
| 17 | <p>二次災害の例示に「津波+火災」を加えてはどうか。</p>  | <p>概要版には記載していませんでしたが、二次災害として想定されているものです。</p>   |
| 18 | <p>災害廃棄物の処理について、あらかじめ搬入先(仮置き場)を指定してはどうか。</p>   | <p>実際の災害の被害状況にもよることから、あらかじめ指定することとはしませんが、候補地の洗い出しをするなど災害時にそなえます。</p>   |
| 19 | <p>指定避難場所に「坂元神社」「旧坂元中グラウンド」を指定してはどうか。指定避難場所と指定避難所の違いを明記すべきではないか。</p>   | <p>避難所・緊急避難場所のいずれに避難してもかまいません。命を守る行動してより早く、安全な所への避難が基本となります。計画書に、「指定避難場所と指定避難所」について追加記載しました。<br/>避難所・避難場所については、今後においても追加・見直しを考えています。</p> |
| 20 | <p>「土砂災害警戒情報の活用」について記載すべきではないか。</p>  | <p>風水害等災害対策編第2章にも記載があるとおり、土砂災害警戒情報については常に監視するとともに、必要に応じ住民への情報提供や避難指示等の判断材料となると考えています。</p>  |
| 21 | <p>「自助」について本編には記載はほとんどされていないと見受けられた。「自助」と言っているからには町民が取る行動、責務について具体的に記載すべきと考えるがどうか。</p>   | <p>計画策定後になりますが、色々な形で防災教育・学習を進め、「自助」の意識を高めて行きます。</p>  |

|    | 住民の意見の概要  | 意見に対する町の考え方  |
|----|---|--|
| 22 | 素案公表が全文ではなく、コメント締切前わずか5日だったのは不適切である。  | 時間がない中、申し訳ないがよろしくお願ひしたい。なお、素案の公表について役場及び坂元支所の窓口だけであったが、1月30日から行っていました。   |
| 23 | 「水門閉鎖」は削除するか、従業者の安全が確保できる場合に限ると明記すべきである。                                      | 従業者の安全確保は重要な事項であり、安全を最優先した取り組みになります。現在、遠隔操作で水門の開閉ができるシステムの導入を進めています。   |
| 24 | 緊急輸送・救護対象に、負傷者に加えて、在宅・入院・入所中の重症者・障害者を明記すべきである。                                | 緊急輸送の対象については、段階に応じ優先順位をもって計画しています。（風水害編P244ほか）必要に応じて、ご提案のありました在宅・入院・入所中の方についても対象となると考えています。  |
| 25 | 避難行動要支援者の避難誘導員を、自主防災組織があらかじめ選任することを、明記すべきである。                                 | 避難行動要支援者については、個別に避難計画を作成することとなります。それぞれに避難支援関係者等選定することになることから、必要に応じて誘導担当を設けることも考えていきます。避難支援関係者等が全て自主防災組織とはならないことから、あらかじめ自主防災組織から選任することは考えていません。 |
| 26 | 避難計画の作成、避難訓練の実施の対象に、保育所・幼稚園、高齢者の利用が多い集会所（例 学堂）、来訪者の利用が多い施設（例 震災遺構）等を明記すべきである。 | 風水害等災害対策編第2章にも記載があるとおり、要配慮者関連施設な集客施設等で訓練を行うこととしています。   |
| 27 | 嵩上げや新設など道路を整備する際には、歩行弱者の通行を妨げないような整備をすることを明記すべきである。                           | 現在、町では山元町震災復興計画に基本に、復旧・復興事業を進めてきております。地域防災計画の中では避難路の個別具体の整備を掲載することとはしていません。頂いたご意見については、関係部署に伝えるとともに、住民の避難に支障のないよう十分検討します。                      |
| 28 | 自動車避難では、高台到達後10分以上走り続けて後続車渋滞を防ぐよう明記すべきである。                                    | 「原則、徒歩での避難」としておりますが、「車での避難」が必要な方については、指定避難場所・指定避難所に避難することを考えています。  |
| 29 | 避難誘導・救助従事者が津波から確実に避難できるように、退避ルールの徹底を明記すべきである。                                 | 行動ルールを定め住民に周知するとしていますが、当然ながら該当となる者に対し行動ルール（退避も含め）の徹底を考えています。   |
| 30 | 救助・救護従事者の通勤のための、自動車燃料の優先的供給を明記すべきである。   | 救助・救護にあたる車両については、優先供給を考えていますが、それぞれの従事者全体を優先するための供給体制が疑問であることから、今後、関係企業・団体と協議を進めていきます。  |
| 31 | 自主防災組織・ボランティアが安否確認・遺体捜索に協力するよう明記すべきである。保健福祉課は遺体捜索を担当すべきではない。                  | 避難行動要支援者などの要援護者の安否確認については、避難支援関係者などが担うこととなります。遺体捜索については、警察を中心に消防団員などが行うことを想定しています。   |
| 32 | 公務・業務・ボランティアをとわず、避難・救助・捜索・復旧の従事者に破傷風予防接種を情報提供すべきである。                          | 地域防災計画の中には記載しませんが、宮城県（仙台保健福祉事務所）等と連携を取りながら進めます。  |
| 33 | 避難者の肺塞栓死を防ぐため、下肢深部静脈血栓症を予防する教育・装備を明記すべきである。                                   | 地域防災計画の中には記載しませんが、宮城県（仙台保健福祉事務所）等と連携を取りながら進めます。  |

|    | 住民の意見の概要   | 意見に対する町の考え方   |
|----|--|---|
| 34 | 災害医療を広汎に要請すること明記すべきである。  | 不足する災害時の医療体制については、必要に応じて宮城県を通じて広汎に要請していくこととなります。  |
| 35 | 応急期の保健活動に、破傷風・流行する感染症の予防を明記すべきである。                                   | 地域防災計画の中には記載しませんが、宮城県（仙台保健福祉事務所）等と連携を取りながら進めます。   |
| 36 | 自主防災組織は要支援者の避難準備を支援するよう明記すべきである。                                     | 避難行動要支援者の避難計画は、避難支援関係者等が作成することとなるが、その中に必要に応じて避難準備を避難計画に含めることを考えています。  |
| 37 | 消防団・避難支援員など育成を促すため、情報提供（公務災害の認定・補償、破傷風の予防接種）・安全のための給付（安全靴）を明記すべきである。 | 消防団入団時若しくは消防団の会議等において適宜情報提供を行います。なお、消防庁の基準等により既に消防団員には安全靴を配備しています。  |
| 38 | 避難所の準備・開設・運営の主体を明記すべきである。  | 避難所の開設・運営については、開設運営マニュアルを作成を予定しており、施設の性格に応じた運営方法をとることとなります。指定避難所については町が開設者となります。                              |
| 39 | 自主防災組織の役割に開設・運営を明記すべきである。  | 自主防災組織活動拠点などで自主的に避難所を開設することも考えられることから、今後、自主防災組織の活動支援の中で開設・運営について検討します。  |
| 40 | 専門的な技術・バリアー環境を備えた福祉避難所の整備のため、福祉施設だけでなく、特別支援学校と福祉避難所の協定を結ぶよう明記すべきである。 | 福祉避難所の開設（設置）については、今後の取り組みとなります。本町には県立の山元支援学校があることから、協定を結ぶなどして福祉避難所の指定を検討します。計画の中では、指定した段階で福祉避難所を掲載することとしています。 |
| 41 | 自主防災組織と消防団の関係がわからない。   | 計画の中では特に明記しておりません。それぞれ独立した組織（団体）となります。ただし、消防団員も地域の住民として自主防災組織の構成員となってケースもあります。                                |
| 42 | 誤字・脱字と思われる箇所(P146 被災者→被災者ほか)   | ご指摘のとおりです。訂正します。  |
| 43 | 指定緊急避難場所が逃げ遅れた場合の避難先であることがわかりづらい。                                    | 指定緊急避難場所は逃げ遅れた場合だけでなく、災害時に身の安全を確保するために避難する場所となります。  |
| 44 | 地区防災計画のうち、住民等が作成したものと、町の計画に組み込まれたものの区別が難しい                           | 地域（各自主防災会等）で作成する防災（避難）計画と町が作成する地域防災計画は別のものです。町などは、地域で計画を作成する際に支援することとなります。                                    |
| 45 | 「プッシュ型情報伝達」ではなく「携帯電話への情報配信」ではないか                                     | 「プッシュ型」とは、エリアメール、登録メール、FAXサービスなど情報が発信されると直接伝達するシステムのことです。対して「プル型」にはホームページなどがあります。従いまして、原案のとおりとします。            |